



® 平成31年 3 月 6 日(水)
No. 14885 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2017年知財に関する重要判例⑧
美術作品が商標として使用された場合の法的保護 (1)

中国2017年知財に関する重要判例⑧

美術作品が商標として使用された場合の法的保護

—李艶霞と吉林市永鵬農副産品開発有限公司などとの著作権侵害紛争事件—

林達劉グループ¹
北京魏啓学法律事務所
著者：魏啓学、王洪亮

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判示

III 美術作品が商標として使用された場合の法的保護

1. 美術作品と商標標識の設計
2. 美術作品が商標として使用された場合の損害賠償の算定

おわりに



特許業務法人 三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長 中野 睦子*
社員・副所長 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之
河合 永文*
北野 善基*
難波 泰明
八木 祥次
森垣 善行
野村 千澄
松野 陽介
岩澤 朋之*

森嶋 正樹
幸 芳*
淀谷 幸平*
東野 匡容*
兼本 伸昭*
西橋 鋭
内藤 勝志
竹本 有貴

機械・電気部

鈴木 由充
鶴 寛
奥山 美保

商標・意匠部

松本 康伸*
青木 寛史
知財情報室
関 仁士

新田 研太
植田 慎吾

小川 雅加美*

SAEGUSA & PARTNERS

代表社員・所長 林 雅仁*
社員・相談役 三枝 英二*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長・東京オフィス所長 斎藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

藤田 雅史
鴻 宗義

池上 美穂

商標・意匠部

田上 英二
吉川 麻美

中村 剛*



はじめに

本件は、最高裁判所により発表された「2017年中国裁判所の代表的な知的財産事件50件」の1つに選ばれたとともに、「最高裁判所の知的財産事件年度報告(2017)」に選ばれた、主に作品が商標として使用された場合の侵害判定及び損害賠償額の決定に関する事件である。最高裁判所は、「許諾なしに他人の作品を商標として使用して他人の著作権を侵害した場合、権利者の損失又は侵害者の得た利益に基づいて損害賠償を算定すべきではなく、主に著作権使用許諾料を考慮すべきである」と述べた。著作権使用許諾料を算定する時、被疑侵害者の商標設計費を参酌してもよい。本稿において、本件の経緯及び争点を紹介することで、損害賠償の算定方法に関する著作権と商標権の違い及び関係、作品が商標として使用された場合の損害賠償の算定に係る問題について検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

一審原告(二審上诉人1、再審請求人):李艷霞

一審被告(二審上诉人2、再審被請求人):吉林市永鵬農副産品開発有限公司

一審第三者:南関区本源スタジオ

判決の情報

一審 吉林省吉林市中级人民法院(2015)吉中民二知初字第52号民事判決書

二審 吉林省高级人民法院(2016)吉民終545号民事判決書

再審 最高人民法院(2017)最高法民申2348号民事裁定书

2. 事件の経緯

原告李艷霞(筆名:李侠)は、長年にわたり民間切り絵の創作に従事し、吉林省の優秀な民間芸術家と評され、切り絵作品は何度も受賞した。2008年9月、李艷霞は、「鹿が靈芝を奉る」、「鹿を癒す」、「人鹿調和」作品の鉛筆画を完成させ、かつ鉛筆画に基づいて漫画の形で切り絵のシリー

ズ作品を作成し、「老爺嶺の伝説」と名付け、その後、「老爺嶺の物語」と改名した。李艷霞の許諾を受け、この切り絵のシリーズ作品は吉林琿春高速道路に沿って切り絵の石彫り作品に作成され、石彫りには「李侠切り絵」の文字が刻まれている。この切り絵のシリーズ作品は、2009年2月に出版された「切り絵吉林」、2012年2月に出版された「切り絵関東」、「中華切り絵」などの多くの刊行物に公開発表された。

吉林市永鵬農副産品開発有限公司(以下「永鵬公司」という)は2002年2月に設立され、主に穀物加工などを経営している。2012年6月、永鵬公司是、第三者である南関区本源設計スタジオ(以下、「本源スタジオ」という)と、永鵬会社の穀物製品のパッケージを設計し、設計費が1.5万元である旨の「設計委託契約」を結び、かつ同契約により「永鵬会社が委託した設計事項が完成した後、永鵬会社が使用権を所有し、本源スタジオが著作権を所有する」と約定した。契約が結ばれた後、本源スタジオは永鵬会社に製品のパッケージの設計図を提供した。2012年10月、永鵬公司是設計図中の「人鹿図柄」に基づいて商標を申請し、2014年3月14日に登録になり、商標登録番号が第11602762号である。その後、永鵬公司是当該商標を様々な穀物製品のパッケージに使用して販売を行ってきた。

2015年8月、李艷霞は、永鵬会社の製品のパッケージに使用されている登録商標の図柄が自己が創作した「人鹿調和」切り絵作品に近似していることを発見し、永鵬会社が許諾なしに、自分の切り絵作品を商標として登録したとともにこの商標を製品のパッケージに大量に印刷した行為が著作権侵害に該当するとして吉林市中级人民法院(以下、「一審裁判所」という)に提訴し、侵害行為の差し止め、謝罪、影響解消、損害賠償210万元及び弁護士費用20万元を求めた。



「人鹿調和」切り絵作品



第11602762号商標

一審裁判所は、「係争『人鹿図柄』商標は、李